



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局 港湾空港部
資料配布

配布 日時	平成29年12月22日 14時00分
----------	-----------------------

件名	緊急物資輸送の早期開始に貢献 ～瀬戸内海等における航路啓開活動に関する申合せ7機関で締結～
----	--

概要	<p><u>大規模地震・津波等の非常災害時に、速やかに船舶による緊急物資輸送等が行えるよう、「瀬戸内海等における航路啓開活動に関する申合せ」について、4つの地方整備局（近畿・中国・四国・九州）と3つの管区海上保安本部（第五・第六・第七）で平成29年12月20日に締結しました。</u></p> <p>【申合せの内容】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 申合せでは、必要な情報交換や相互連携など、基本的な枠組みを定めています。</li><li>● 航路啓開活動を迅速かつ円滑に実行するため、航路啓開活動実施要領を別途作成することを定めています。</li><li>● この申合せによって、管轄を超えた人員・資機材の相互援助を円滑に行います。</li><li>● 活動開始の迅速化、啓開活動終了後の速やかな供用開始判断・公表等が行え、緊急物資輸送の早期開始に寄与します。</li></ul>
----	---

取扱い	平成29年12月25日 14時00分 解禁
-----	-----------------------

配布 場所	近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、神戸海運記者クラブ、 神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ
----------	---

問合せ 先	国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課長 <small>やまもと くにお</small> 山本 邦夫、課長補佐 <small>みやもと たけのり</small> 宮本 武紀 TEL : 078-391-3101 FAX : 078-325-8288
----------	--

# 大規模地震・津波等発生時の緊急物資輸送等にかかる瀬戸内海等における航路啓開活動に関する申合せについて ～7機関で締結しました～

国土交通省(近畿・中国・四国・九州地方整備局)  
海上保安庁(第五・第六・第七管区海上保安本部)

大規模地震・津波等の非常災害時に、速やかに船舶による緊急物資輸送等が行えるよう、「瀬戸内海等における航路啓開活動に関する申合せ」について、4つの地方整備局と3つの管区海上保安本部で平成29年12月20日に締結しました。

## 1 航路啓開活動の概要と役割

東日本大震災では津波によってガレキ等が海上に流出し、船舶の入出港ができない事態となりました。南海トラフ巨大地震が発生すると、瀬戸内海において同様の事態になることが懸念されています。

航路啓開活動とは、津波によって発生した海上漂流物や海中障害物を除去する活動です。地方整備局は、港湾法に規定する「瀬戸内海に係る緊急確保航路(別図)」等について、整備局所有船舶や民間作業船で航路啓開を行います。管区海上保安本部は、港則法及び海上交通安全法に基づき、一般航行船舶の安全確保に関わる事務や啓開活動に関する許可申請等の処理を行います。

## 2 申合せの経緯と内容

### (1) 経緯

これまで特定の管轄区域において申合せを締結していましたが、平成28年7月1日に港湾法施行令の一部が改正され、「瀬戸内海に係る緊急確保航路(別図)」が指定されたことから7機関による一体的な申合せを新たに構築することとしました。

### (2) 内容

申合せでは、必要な情報交換や相互連携など、基本的な枠組みを定めています。また航路啓開活動を迅速かつ円滑に実行するため、航路啓開活動実施要領を別途作成することを定めています。

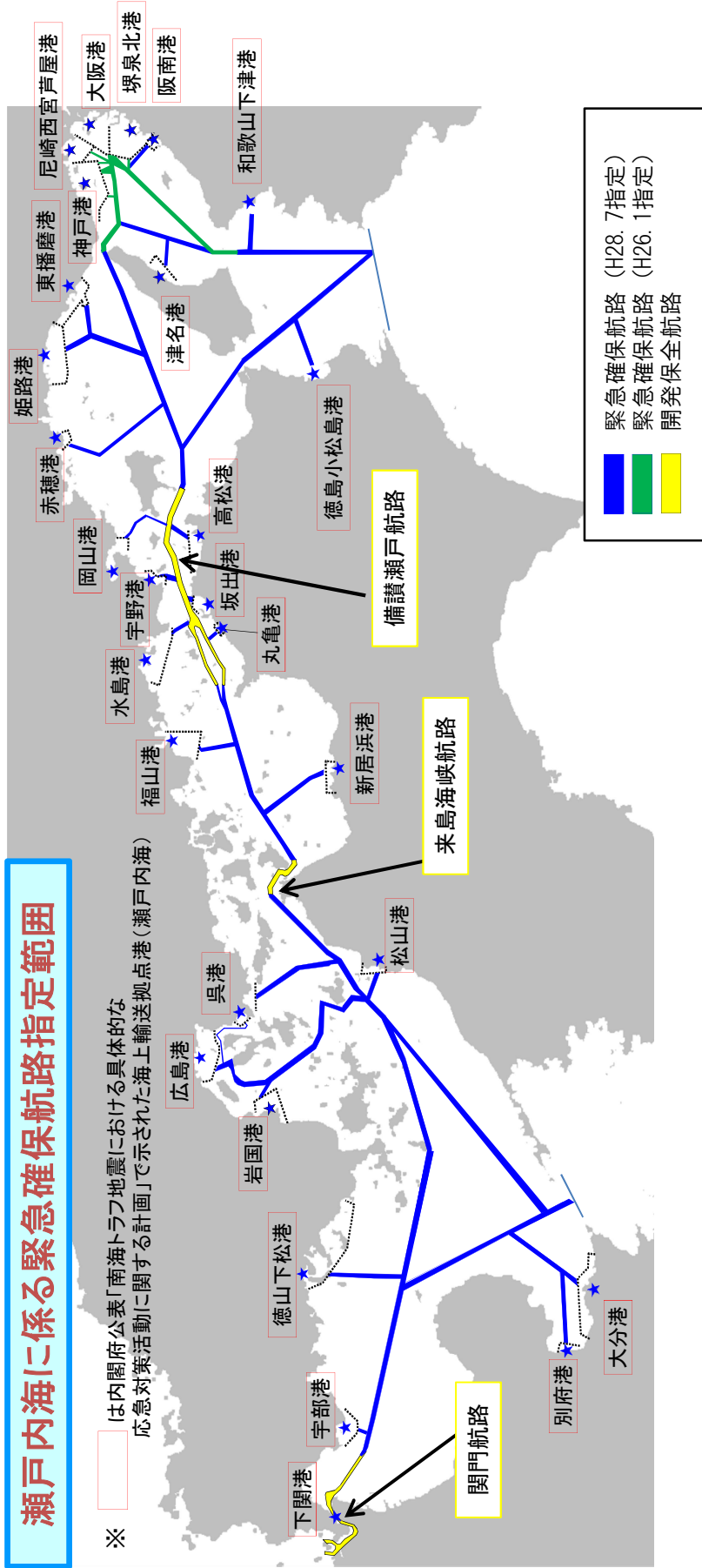
この申合せによって、管轄を超えた人員・資機材の相互援助を円滑に行います。また、活動開始の迅速化、啓開活動終了後の速やかな供用開始判断・公表等が行え、緊急物資輸送の早期開始に寄与します。

### 【問い合わせ先】

近畿地方整備局 港湾空港部  
港湾空港防災・危機管理課長 山本 邦夫  
課長補佐 宮本 武紀  
電話番号 : 078-391-3101  
FAX番号 : 078-325-8288

### 瀬戸内海に係る緊急確保航路指定範囲

※ [ ] は内閣府公表「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」で示された海上輸送拠点港(瀬戸内海)



# 東日本大震災での航路啓開

2011年3月 東北地方整備局提供

- 津波により流出したガレキが港内に散在し、船舶の安全な入出港ができない状況となった。
- このため、津波注意報の解除と同時に航路啓開を開始。

津波により流出したガレキ(仙台塩釜港)



漁具(大船渡港)



木材(仙台塩釜港)



シャーンシ(仙台塩釜港)



自動車(仙台塩釜港)

